

全国的又は大規模イベント開催に係る県との事前相談方法

7月10日以降に、**全国的又は大規模なイベント**の開催には、感染防止対策について、都道府県との事前相談が必要になります。

対象施設：

●全国的な人の移動を伴うイベントを開催することが想定される施設

●収容人数が2,000人超の施設

→このような施設の管理者は、全国的(プロスポーツ等、全国的な人の移動を伴うイベント)又は大規模(1,000人超)イベントの開催要件等について、都道府県に**事前相談**をお願いします。

県有施設 又は
県と関連が深い施設

市町村有施設

その他民間施設

1

施設管理者、イベント主催者が
感染予防策策定

施設管理者、イベント主催者が
感染予防策策定

施設管理者、イベント主催者が
感染予防策策定

各施設

施設を所管する県担当に連絡

施設を所管する市町村担当に連絡

2

県庁

次の資料を準備し、熊本県新型コロナウイルス対策本部事務局 **(096-333-2473)** に、来庁又は電話等で**事前相談**(相談者は感染防止策を熟知していれば立場を問わないが、基本的には施設管理者を想定)。

① 開催計画(施設名、日時、対象者、参加予定人数、演者等スタッフ情報を明記)

② 感染防止対策の概要が分かる資料 ③ 開催時責任者の連絡先

事務局では、必要に応じ助言等を行う。イベント主催者等の了解が得られた場合は、感染防止対策を県HPで公表することも検討。

注：感染予防策の策定にあつては、業種別ガイドライン、県チェックリスト、県ホームページを参考にしてください。